

あいちシニアオリエンテーリング愛好会 規約（案）

（名称）

第1条 本クラブは、あいちシニアオリエンテーリング愛好会と称する。

（目的）

第2条 本会は、主に愛知県内のシニアオリエンテーリング愛好者のオリエンテーリング技術・体力の維持向上、およびオリエンテーリングの普及振興を目的とする。

（事業）

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）シニアオリエンテーリング愛好者の技術・体力の維持向上のための事業
- （2）シニアオリエンテーリング愛好者の親睦・交流を図る事業
- （3）オリエンテーリング大会の開催・協力および援助
- （4）オリエンテーリング大会への参加
- （5）同一目的を有する団体との交流・連絡および提携
- （6）その他、前条の目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 本クラブはオリエンテーリングを愛好し、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

（役員）

第5条 本クラブに次の役員をおく。

代表世話人 1名

世話人 若干名

2 役員を選出は会員の互選により行い、任期は1年とし再任を妨げない。

3 役員の仕事

①代表世話人はクラブを代表する。

②世話人はクラブの事業・事務・会計などを行う。

（会議）

第6条 総会は、毎年1回開催し、規約の改正および役員の変更、その他重要事項を決議する。

2 役員会は必要に応じ開催することができる。

（会計）

第7条 本クラブの経費は、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、当年3月31日に終わる。

（その他）

第8条 この規約の改廃は総会に出席した会員の1/2以上の同意を必要とする。

附則 この規約は令和3年4月1日から施行する。